仕　様　書

(1)設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

ア　省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ　新旧５００円硬貨及び新旧１，０００円紙幣が使用できること。

ウ　設置物寸法を超えないものとし、転倒防止対策（ただし、原則アンカー止めは禁止）を行うこと。

(2)必要経費

ア　自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置事業者の負担とし、その方法については江南市の指示に従うこと。

イ　光熱水費についても設置事業者の負担とする。設置事業者において計量機器（専用メーター）を設置し、それによる実費を、江南市が指定する期限までに図書館指定管理者に全額納入すること。

ウ　電気及び給排水工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とすること。

(3)利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア　自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転借してはならない。

イ　販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、江南市の指示に従うこと。

ウ　販売品目について、お茶、水、炭酸飲料、ジュース、牛乳等の缶、ペットボトル等で、開栓後も密閉することが可能な容器の清涼飲料水等とし、酒類及びその類似品の販売は、認めないものとする。なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に江南市と協議すること。

エ　販売価格については、標準小売価格より高い価格での販売は認めないものとします。

(4)維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア　商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ　自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ　自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ　自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

カ　布袋駅東複合公共施設全体で年に数回停電を伴う点検を実施することから、商品の品質管理について配慮すること。